

## 申請書の添付書類・記載要領

添付書類	記載要領
(1) 申請者の住民票の写し (法人は登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業許可申請書の記載事項(1)の添付書類</li> <li>・住民票(法人にあっては法人登記簿謄本)の写しは、申請する日の前3ヶ月以内に発行されたものに限る。</li> <li>※住民票には、申請者の氏名・住所・役所の証明印・証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。</li> </ul>
(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図は、道路、地勢等周辺の状況が判別できる縮尺1/25000程度のもの。</li> <li>・付近の見取図は、特定事業場の周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等が判別できる縮尺1/2500程度のもの。</li> </ul>
(3) 特定事業場の平面図及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の施行前、施行後及び最大堆積時の構造が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。</li> <li>・平面図には、特定事業場及び特定事業区域がわかるように明示すること。</li> <li>・事業の前に確保してあった耕作土で覆う行為をする場合は、断面図に切土する部分と盛土する部分を明示すること。</li> <li>・また、最大堆積時については、当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合にのみ平面図及び断面図を添付すること。</li> </ul>
(4) 特定事業場の土地登記簿謄本(申請者が当該土地の所有者でない場合の使用権原を証する書類)、公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業場の全ての土地の登記簿謄本で、申請する日前3ヶ月以内に発行されたもの。</li> <li>・特定事業場の土地が、自らの所有でない場合にあつては、当該土地の登記簿謄本に、賃貸借契約書等の当該土地の使用権原を証する書面(写しで可)又は、使用承諾書等を添付すること。</li> <li>・公図の写しは、特定事業場及びその周辺を含むもので、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の地目等を記入したもの。</li> </ul>
(5) 求積図及び求積表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測により特定事業区域の面積を計測したもの。</li> </ul>
(6) 現場を管理する者であることを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が定めた特定事業場の現場を管理するものであることが確認できるもの(任意の様式)。</li> <li>・なお、特定事業の申請者が現場を管理する場合は本書面の添付は不要。</li> </ul>
(7) 使用する土砂等の予定積算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業許可申請書の記載事項(7)の添付書類</li> <li>・横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書。</li> </ul>
(8) 構造安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第3条(別表第二)の構造上の基準に基づき、埋立て等の高さが10mを越える場合など、安定計算を行って安全性を確認する必要がある場合に添付すること。</li> <li>・この場合においては、使用する土砂等の区分を記載すること。</li> </ul>
(9)、(10) 擁壁関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。</li> <li>・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。</li> </ul>
(11) 構造基準適用除外書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書又は申請書の写し(受付印のあるもの)を添付すること。</li> </ul>
(12) 関係法令等の許認可等の許可書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第四に掲げる行為以外に、他の法令等の許認可等に該当する場合は、当該許認可等の許可書又は申請書の写し(受付印のあるもの)を添付すること。</li> </ul>